

## 災害公営住宅の整備に関する方針（概要・補足版）

### 1. 趣旨

この方針は、岩手県における東日本大震災の被災者の方々に対する災害公営住宅の整備について、基本的な事項を定めるものです。（詳細は本編を参照）

### 2. 災害公営住宅の整備に当たっての県と市町村の役割分担

県においては、被災者を広域的に受け入れる必要があることから、災害公営住宅をより早く、より多く建設することを重視して進め、市町村においては、市町村内或いは限定的な地域内の被災者を対象として建設する必要があることから、比較的小規模な団地の建設など、地域の個別のニーズを重視して進めていきます。

市町村ごとの建設・管理戸数

市町村	全体戸数	うち			
		市町村建設 市町村管理	県建設	うち 県管理	うち 市町村管理
洋野町	4	4	0	0	0
久慈市	15	15	0	0	0
野田村	120	90	30	0	30
田野畑村	112	112	0	0	0
岩泉町	53	53	0	0	0
宮古市	730	352	378	188	190
山田町	738	246	492	242	250
大槌町	980	480	500	250	250
釜石市	1,049	478	571	226	345
大船渡市	800	240	560	280	280
陸前高田市	1,000	300	700	350	350
合計	5,601	2,370	3,231	1,536	1,695

(H24.8 月末現在) ※今後の状況の変化に応じて変動あり

### 3. 災害公営住宅の建設や運営に関する考え方

#### 建設地及び建物の設計に関すること

- ① 津波による大きな被害を受けた土地には、原則として、災害公営住宅を建設しません。ただし、防潮堤の整備や盛土等の対策により、そのような被害を受ける可能性が低くなる土地については、この限りではありません。また、市街地や集落の将来的な復興計画を勘案して、建設場所を選定します。
- ② 県営の災害公営住宅については、国が定める参酌基準と同等またはそれ以上の基準とした「岩手県災害公営住宅設計基準」に基づき、「県営の災害公営住宅の住戸タイプ別供給イメージ」をベースとして、高齢者、障がい者や子育て世帯など多様な世帯に対応した個別の設計を行います。
- ③ 共用部分のバリアフリー化を図り、コミュニティや入居者の交流に配慮するとともに、建設する地域の特性に応じた計画とします。

#### 入居者の募集・選定、維持管理に関すること

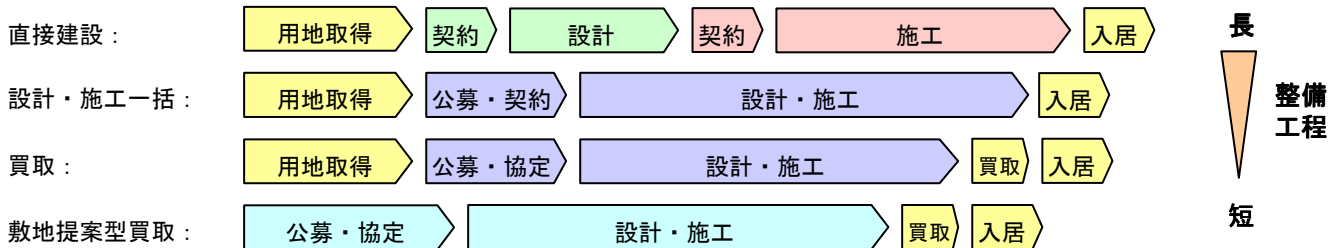
高齢者、障がい者や子育て世帯などの入居や地域のコミュニティ維持に配慮します。県営住宅の入居者の募集・選定については市町村と協議をした上で、入居戸数の一定割合を市町村内などの限定的なエリアの被災者とするなどの配慮に努めます。また、併せて家賃の負担軽減等+の措置を検討します。

#### 4. 災害公営住宅の整備の早急化に関する取組み

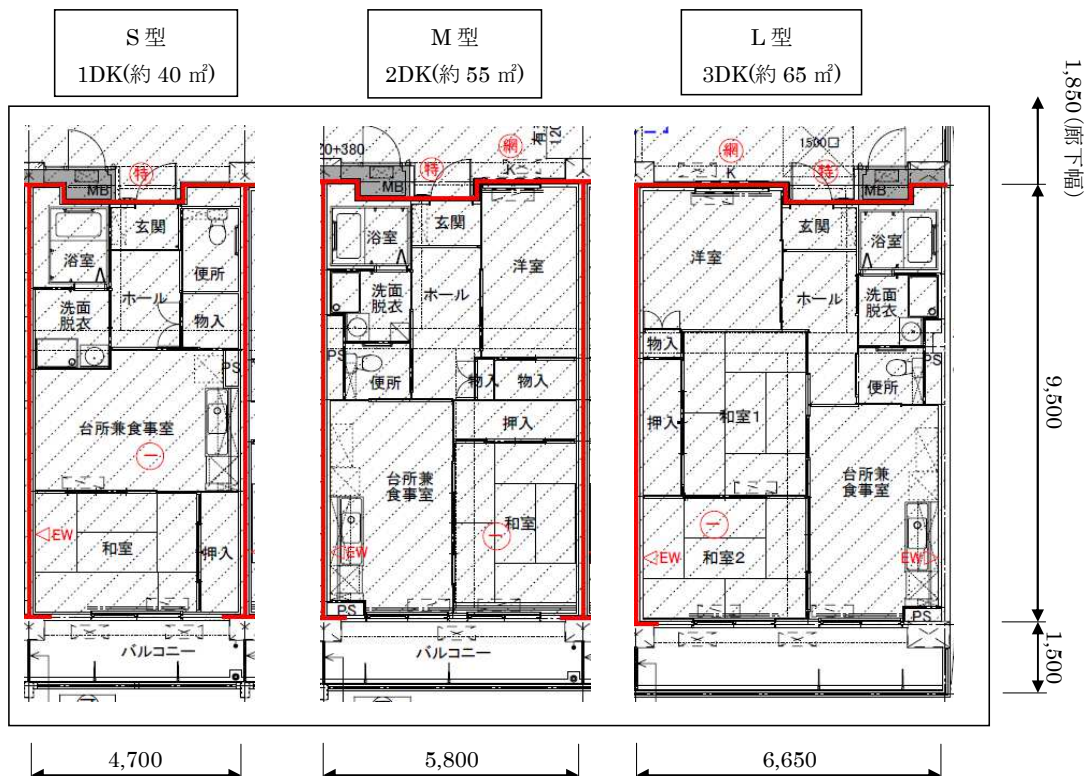
県が整備する災害公営住宅の供給促進を図るため、通常の直接建設方式にくわえ、以下の手法の導入を進め、整備のスピードを速めることとします。

**災害公営住宅整備手法の概要**

方式	概要	規模・対象等	概ねの団地数 (80程度を想定)
直接建設方式	従来型の建設方式であり、県が設計と施工をそれぞれ発注し、県が工事監理を行う。	・大規模団地 ・用地が早期に取得できたもの	10～20団地程度
設計・施工一括発注方式	設計と施工を一括して発注し、県が工事監理を行う。直接建設方式に比較して手続や設計・工事期間が短縮できる。	・比較的規模の大きな団地 ・用地が早期に取得できたもの	40～50団地程度
買取方式	事業者が設計・施工を行って建設した公営住宅を買い取る方式。用地は県が準備する。	・比較的規模の小さい団地	10団地程度
敷地提案型買取方式	用地の確保をさらに進めるため、事業者が敷地の提案と設計・施工を行う方式。用地も含め県が買い取る。	・比較的規模の小さい団地 ・用地確保が特に困難な地域	20団地程度



**県営の災害公営住宅の住戸タイプ別供給イメージ**



※車椅子常用車世帯向け住戸については建設地の市町村と協議のうえ、必要に応じて戸数割合を5～10%程度整備します。